

静岡県の契約に関する取組方針

～ 事業者等を守り育てる静岡県公契約条例 ～

令和3年12月
静岡県

目次

I. 基本的事項	1
1. はじめに.....	1
(1) 条例制定の背景等	1
(2) 条例の目的	2
2. 取組方針の位置付けと「基本的な考え方」	2
(1) 取組方針の位置付け.....	2
(2) 条例を運用し、取組を進めるうえでの「基本的な考え方」	3
3. 条例の対象となる契約.....	3
4. 県が取り組む事項.....	4
(1) 基本理念に基づく必要な取組の推進.....	4
(2) 適正な予定価格の設定.....	5
(3) 計画的な発注、適切な契約期間の設定.....	6
(4) 契約の目的・内容に応じた適切な事業者の選定方法の選択.....	6
(5) 従事者の労働環境の整備.....	7
5. 事業者等が取り組む事項.....	7
(1) 法令遵守、契約の適正な履行.....	7
(2) 下請事業者等との対等な立場での公正な契約の締結.....	8
(3) 従事者の労働環境の整備.....	10
(4) 公契約を通じた県が実施する施策への協力.....	10
6. 取組を進めるうえでの具体的手法.....	11
(1) 事業者の選定方法等.....	11
(2) 従事者の労働環境の整備.....	12
7. 取組の推進.....	13
(1) 進捗管理等.....	13
(2) 進捗管理に用いる指標等.....	13
(3) 推進体制.....	14
II. 分野ごとの具体的取組	15
第1部. 工事、建設関連業務委託、森林整備.....	15
第2部. 庁舎管理その他の委託.....	18
第3部. 物品購入.....	20
参考資料 誓約書様式例	22
参考資料 概要版「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」及び「県の取組方針」	23

I 基本的事項

1 はじめに

令和3年3月26日、「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」が公布・施行されました。

この条例は、県の契約制度の適正な運用を通じて、良質な市場を形成することにより、**県民に提供されるサービスの質を向上させ、公契約に係る業務に従事する方々の労働環境を整備し、さらには、社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、もって活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現**を図るため、制定されたものです。

この条例において、知事は、「条例の基本理念を踏まえた公契約の締結及びそれに基づく債務の履行を確保するため、県が取り組むべき方針を定める」こととされています。このため、**県の具体的な取組を盛り込んだ「静岡県の契約に関する取組方針」を策定**するものです。

この条例は、公契約を通じて、働き方改革や誰もが活躍できる社会づくりに取り組み、従事者を大切に**する事業者を積極的に応援し、育てていくとの観点から、「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」との名称が付されています。**

(1) 条例制定の背景等

この条例が制定された背景には、社会情勢の変化に伴う3つの課題があります。

1つ目は、「公共サービスの質の向上」及び「適正な労働条件の確保」の必要性です。

静岡県は、県民への公共サービス提供のための契約の締結に当たり、事業者の皆様と協力して、その手続きの透明性及び公正性の確保に取り組んでいます。また、事業者間の過度な価格競争等が問題となる中、公共工事の分野を中心に、工事の質の低下や従事者・下請事業者へのしわ寄せを防止するために、最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価落札方式等の対策も講じてきたところです。

しかしながら、今後も、ダンピングの発生だけでなく、技術者の不足等を原因とする入札の不調不落も懸念されます。県民に質の高い公共サービスを円滑に提供していくためには、それらへの対策の充実を図るとともに、公共サービスに従事する方々の適正な労働条件の確保等に万全を期す必要があります。

2つ目は、「人手不足の深刻化」です。

本県は本格的な人口減少社会を迎えており、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、若者を中心とする転出超過が課題となっています。こうした状況を背景に、多くの産業分野で人手不足が深刻化しており、本県経済が健全かつ持続的に発展していくためには、本県産業を支える人材の確保が急務です。

そのためには、長時間労働の是正や生産性の向上などの「働き方改革」を進めること、そして、正規・非正規を問わず、全ての働き手がいきいきと働ける職場環境づくりを進めることが必要です。

3つ目は、社会経済環境の変化に伴う「働き方や生活様式の多様化」です。

世界情勢や社会経済環境が大きく変化する中、我が国では産業構造の変化だけでなく、人々の働き方や生活様式の多様化が進んでいます。とりわけ、新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の社会生活のあり方に急激かつ大きな変化をもたらしました。

このような中で、「働き方の見直し」が必要であり、具体的には、以下のような事項への対応が求められています。

- ・性別、年齢、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが働きやすい環境の整備
- ・子育て、介護、病気の治療等と仕事を両立できる柔軟な働き方
- ・在宅勤務やテレワーク等の新たな働き方 等

これらの課題解決に当たっては、行政、事業者及び働くことに関わる全ての人が連携・協力し、取組を進めていくことが必要です。

(2) 条例の目的

こうした考えのもと、静岡県は、本条例に基づき県の契約制度の適正な運用を図ることにより、

- (i) 県民に提供される公共サービスの質を向上させ、
- (ii) 公共サービスに従事する方々の労働環境の整備を図り、
- (iii) 社会情勢の変化に的確に対応する優良な事業者等を応援し、

もって、**活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現**を図っていきます。

2 取組方針の位置付けと「基本的な考え方」

(1) 取組方針の位置付け

この「取組方針」は、**条例第6条の規定に基づき、条例の基本理念を踏まえた公契約の締結及びそれに基づく債務の履行を確保するため、県が取り組むべき方針を定めるもの**です。

県は、本取組方針において、取組を進めるうえでの基本的な考え方を示し、県及び事業者等の責務を、工事、委託、物品購入など公契約の分野ごとの具体的な取組に落とし込み、見える化していきます。各分野の取組は、それぞれの業務特性や国の指針の有無等の違いから、現時点ではその熟度には開きがあります。今後は、先行する分野を参考に、他の分野においても取組の充実を図っていきます。

また、取組の実施に当たっては、「公契約を通じて県の施策を推進する」という視点から、県政運営の基本指針である「静岡県の新ビジョン」をはじめ、「静岡県建設産業ビジョン」や「静岡県産業人材確保・育成プラン」等に掲げられた関連施策とも整合を図り、より効果的な施策展開に努めていきます。

なお、本取組方針の実施状況は、毎年度、議会に報告することとなっています。県は、取組の進捗状況等を検証し、必要に応じて方針の見直しを行うことにより、実効性の高い取組を着実に推進していきます。

(2) 条例を運用し、取組を進めるうえでの「基本的な考え方」

県は、条例の基本理念にのっとり、その目的を達成するために必要な取組を進めます。

その際には、以下に記載した「基本的な考え方」に基づき、具体的な取組を展開していきます。

①	透明性及び公正性の確保を前提に、経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、 価格以外の多様な要素も考慮した総合的に優れた契約の締結を促進 する。
②	公契約に携わる事業者等に対して、労働基準法や最低賃金法など、 労働関係法令全般の遵守 を求めるとともに、 元請下請間の公正な取引を促進 する。
③	公契約を通じて、 事業者が取り組む社会的活動を積極的に評価・応援 し、当該活動に係る県の施策を促進することにより、活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現に寄与する。
④	条例の効果がより多くの従事者及び事業者等に及ぶよう、 事業者等の事務負担に配慮 しつつ、 幅広い契約を対象に取組 を進める。
⑤	県の組織を挙げて部局横断的に取組 を進めるほか、 労働局をはじめとした国等の関係機関と連携 し、効果的かつ効率的に取組を進めるとともに、 市町の主体性を尊重 しつつ、本条例に関する情報提供など 必要な支援 を行う。

3 条例の対象となる契約

条例の対象となる契約は、金額や分野に関わらず、県が事業者からの給付に対して対価の支払いをすべき契約です。

条例の効果がより多くの従事者及び事業者等に及ぶよう、具体的な取組を進めるに当たっては、原則として、**県が対価の支払いをする全ての契約を取組の対象**とします。

なお、公の施設の管理に係る指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき行われる行政処分的一种であり、「契約」ではないことから、条例の直接の対象にはなりません。条例の趣旨を参考として、指定管理者制度の運用を行うものとします。

4 県が取り組む事項（第4条関係）



条例第4条の「責務」は、条例の目的を達成するために県に求められる役割です。
ここでは、県の責務の内容を具体的に説明します。

（県の責務）

- 第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。
- 2 県は、予定価格を定めるに当たっては、社会経済情勢の変化等を勘案し、市場における労務単価その他の取引価格等を考慮して積算するものとする。
 - 3 県は、公契約に係る業務の発注に当たっては、契約の目的及び内容に応じて、特定の時期に集中しないよう計画的な発注及び適切な契約期間の設定に努めるものとする。
 - 4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、契約の目的及び内容に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。
 - 5 県は、事業者等がその従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図るよう、入札及び公契約の締結からその終了に至るまでの過程において必要な措置を講ずるものとする。

（1）基本理念に基づく必要な取組の推進 [第4条第1項]

条例第4条第2項から第4項までは、公共工事の分野で、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下「品確法」といいます。）により、発注者の責務等として要請されていることです。公共工事以外の分野でも、これまで県の財務規則等に基づき取り組んできましたが、これらが改めて県の責務として規定されました。

また、第5項は、「公共サービス基本法（平成21年法律第40号）」第11条の規定を具体化したものであり、これについても改めて県の責務として規定されたものです。

条例で責務として規定されたことを受けて、県は、入札の実施及び契約の締結に当たり、公共サービスの品質向上など条例の目的達成に向けて、適切に事務処理を行っていきます。また、契約締結後において、債務の履行状況を適切に確認していきます。

さらに、社会情勢の変化等を踏まえて入札及び契約制度の改善に努めるとともに、契約事務に携わる人材の育成に努めるなど、条例の目的を達成するために必要な取組を推進していきます。

加えて、行政手続のオンライン化や電子契約など事務手続の効率化や省力化の検討を進め、事業者の負担軽減に向けて取組を推進していきます。

○公共サービス基本法

(公共サービスの実施に従事する者の労働環境の整備)

第 11 条 国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(2) 適正な予定価格の設定 [第4条第2項]

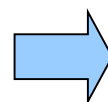
予定価格は、入札・契約において非常に重要な意味を持ちます。適正でない予定価格は、入札の不調不落の原因となり、円滑な公共サービスの実施を妨げるおそれがあります。また、ダンピング受注と同様に、公共サービスの品質低下の原因となり、下請事業者や従事者の労働条件等へのしわ寄せに繋がるほか、産業全体の健全な発展を阻害することにもなりかねません。

こうしたことを踏まえて、県は、予定価格を定めるに当たっては、契約の目的及び内容に応じ、その仕様書や設計書を業務の実態に即して適切に作成するとともに、市場における最新の労務単価、資材及び機材等の取引価格、法定福利費、従事者の業務上の負傷等に対する補償に必要な保険料、事務関連経費などの間接経費のほか、適正な契約期間、業務の実態等を的確に反映した積算を行うものとしします。

また、この適正な積算に基づく設計書金額の一部を根拠なく減ずる、いわゆる「歩切り」については、厳にこれを行わないこととします。

適正価格でないとき...

- ① 工事や委託業務等の実施にあたり、手抜きが発生
- ② 安全対策の不徹底等につながる
- ③ 下請事業者へのしわ寄せが発生
- ④ 従事者の賃金その他の労働条件が悪化
- ⑤ 業界の若年入職者の減少の原因となる



- 公共サービスの品質が低下
- 県民の安全・安心を阻害
- 本県産業の健全な発展を阻害

参考：「図解 よくわかる自治体の契約事務のしくみ」
(樋口満男 著、学陽書房 発行)

(3) 計画的な発注、適切な契約期間の設定 [第4条第3項]

予算を原則年度内に執行しなければならない単年度主義の影響で、特に公共工事の分野では、年度後半の繁忙期と年度初めの閑散期の工事量の差が大きく、繁忙期においては長時間労働が発生し、休暇の取得が困難となる一方で、閑散期においては仕事が少なくなり、収入が不安定になるといった問題に繋がっています。

このため、県は、公共工事を含むあらゆる分野の契約について、計画的な事業の執行に努めることはもちろん、必要に応じて適切に契約に関する制度(※)を活用し、適切な契約期間を確保することなどにより、事業者等による長時間労働の抑制等にも配慮し、公共サービスの品質確保を図っていきます。

なお、公契約の業種業態は幅広く、その目的及び内容も様々です。県は、各分野の業務の実態等を踏まえ、契約の目的及び内容に応じて、計画的な発注や適切な契約期間の設定に努めていきます。

※公共工事の分野では、「債務負担行為」や「繰越明許」といった、予算執行や契約締結について柔軟に対応するための制度が活用されています。

(4) 契約の目的・内容に応じた適切な事業者の選定方法の選択 [第4条第4項]

価格と品質のバランスの取れた総合的に優れた契約を実現し、公共サービスの品質の維持・向上を図るためには、契約の目的及び内容に応じて、様々な受注者選定方法の中から適切な方法を選択することが重要です。

県は、以下に示した主な選定方法から適切な方法を選択し、又はこれらの組み合わせにより契約相手の選定を行っていきます。

さらには、業務ごとの必要性に応じて、事業所の所在地又は業務等の経験若しくは技術的適性等に関する要件を定めることなどにより、適切に契約相手の選定を行っていきます。

◆入札・契約における契約相手の選定方法（主なもの）

入札・契約方式		要件等	
一 指 名 競 争 入 札 ・ 入 札 ※	格 格 競 争 方 式	最低価格自動落札	自治体契約の基本的な方法(透明性、公正性、競争性の確保)
		低入札価格調査	①工事又は製造 その他についての 請負契約が対象
		最低制限価格	
	総合評価落札方式	②契約内容の履行を確保するため特に必要があるとき	
随意契約		特定の相手方を選択して契約を締結する必要があるとき 等 [地方自治法施行令第167条の2]	

※【指名競争入札によることができる場合】… 一般競争に適さないとき（特殊な工事等）、入札参加者が少数と見込まれるとき、又は一般競争入札に付することが不利と認められるとき
[地方自治法施行令第167条]

(5) 従事者の労働環境の整備 [第4条第5項]

従事者の労働条件その他の労働環境が適正でなければ、公共サービスの品質の維持、向上は実現できません。

そこで、県は、従事者の労働環境整備の主体である事業者等の自助努力を促すために、入札及び契約に係る各過程において、必要な措置を講じていきます。

具体的には、以下の方法によるものとします。

- ・入札参加資格登録審査時及び契約締結時（契約書を作成するものに限る。）に、**事業者等に労働関係法令等を遵守する旨の誓約書の提出**を求める。
- ・下請契約締結時にも、下請契約の発注者を通じて、**下請事業者と同様の誓約書の提出**を求める。

※詳細は、6「取組を進めるうえでの具体的手法」を参照してください。

5 事業者等が取り組む事項（第5条関係）



条例第5条の「責務」は、条例の目的を達成するために事業者等に求められる役割です。「事業者等」とは、いわゆる元請と下請事業者の全てです。

ここでは、なぜこのような責務が定められているのか、具体的に説明します。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を有することを認識し、法令を遵守するとともに、その債務を適正に履行しなければならない。

- 2 事業者等は、公契約に基づく債務の履行に伴い、下請負者等と契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるものとする。
- 3 事業者等は、その従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めるものとする。
- 4 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(1) 法令遵守、契約の適正な履行 [第5条第1項]

公共サービス提供に係る業務（公契約に基づく債務の履行）の対価は、税金等を原資としていきます。これを踏まえ、公契約に基づく債務を履行する者の責務として、**事業者の皆様には、法令遵守と債務の適正履行が求められます。**

※本条例において「事業者」とは、「県と契約を締結し、又は締結しようとする者」をいいます。
(第2条第2号) これには、官公需適格組合等の組合や、共同企業体も含まれます。

※事業者等が遵守すべき「法令」には、労働関係法令、公正な取引に関する法令、その他事業者が業務を行うにあたり関係する法令の全てが含まれます。

(2) 下請負者等との対等な立場での公正な契約の締結 [第5条第2項]

元請から下請負者等に対して、社会保険料等の経費が適切に支払われないことなどにより、いわゆる「一人親方」等を含む下請従事者の賃金・報酬等にしわ寄せが生じたり、公共工事・公共サービスの品質低下を招いたりすることは避けなくてはなりません。このため、**「事業者等」の責務として、以下の①から③までに留意して「下請負者等」と公正な契約を締結するようお願いします。**

※「事業者等」には、「県と公契約を締結した事業者」（いわゆる元請・受託者）に加えて、県以外の者から公契約に係る業務の一部を受注し、その一部をさらに第三者に発注する場合の発注者（一次下請以降の発注者、再委託者）を含みます。

※「下請負者等」は、法人であるか、いわゆる「一人親方」等を含む個人事業主であるかを問いません。

① 「適正な見積りに基づく請負金額」の設定

建設工事の請負契約を締結する際は、請負金額の算定に当たり、適正に見積り（※）を行うことが重要です。下請契約においても、工事費の内訳が明らかにされた見積りを行うことにより、適正な請負金額が設定され、ダンピングの防止や下請事業者の保護にもつながることになります。つまり、元請下請間の公正な契約の前提として「適正な見積り」があり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条では、「見積書の交付義務」等が規定されています。

※品確法第8条では、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならないとされています。

業務委託など工事請負以外の契約種別については、「下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）」（以下「下請法」といいます。）等においても「見積り」の作成義務は明記されていません。しかし、工事請負の場合と同様に、「適正な見積り」が公正な契約の前提であるとの考えから、適正な見積りに基づき公正な契約の締結に努めることが事業者等の責務とされています。

② 「対等な立場における合意に基づいた公正な契約」の締結

契約の公正性を担保するためには、「契約書」の作成及び交付が重要です。

建設業法第 18 条においては、「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結」しなければならないとされており、同法第 19 条においては、契約の締結に際して一定の事項を書面に記載し、相互に交付しなければならないとされています。（この規定は、工事の発注者と元請のみならず、下請契約の当事者も含め全ての建設工事の請負に適用されます。）

その趣旨は、口頭契約による内容の不明確や不正確を廃し、後日の紛争を防止するとともに、いわゆる工事における請負契約の「片務性」を改善することにあります。

また、下請法第 3 条においても、下請事業者が親事業者から不当に不利益を受けないよう、親事業者に対して様々な義務が課せられており、その一つに発注書面の交付義務があります。

親事業者は、下請事業者に対して発注する際には、下請事業者の（親事業者からの発注に対する）給付の内容、下請代金の額、下請代金の支払期日・支払方法など、契約内容を記載した書面を交付する義務があります。

その趣旨は、下請契約の内容を書面によって明確にすることにより、立場の弱い下請事業者が不当な扱いを受けないよう保護することにあります。

③ 「不公正な取引」（不当に低い請負金額等）の禁止

「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」（以下「独占禁止法」といいます。）では、「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」が禁じられています。

（独占禁止法第 19 条）

建設業については、建設業法第 19 条の 3 に違反する行為が、「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして相手方に不利益な条件で取引すること」に該当します。（建設業については、建設業法が独占禁止法の特別法に当たります。）

また、独占禁止法を補完する法律として下請法があり、製造業からサービス業まで幅広い分野に適用されます。（建設業については、下請法の適用はありません。）

下請契約を締結する際には、これらの法令（減額、支払遅延、買いたたき等の禁止）に抵触しないよう特に注意を払うとともに、元請下請間の望ましい取引関係の構築が業界全体の維持・発展に繋がるという意識を持つことが重要です。

(3) 従事者の労働環境の整備 [第5条第3項]

従事者の労働環境については、当該従事者が「労働者」であるか、労働関係法令の適用対象とならない、いわゆる「一人親方」であるかを問わず、適正なものでなければなりません。

公共工事については、品確法第8条の規定により、事業者には次の責務が課されています。

(受注者等の責務)【抄】

- ・下請契約を締結する場合には、下請従事者の適正な賃金等を反映した下請契約を締結すること。
- ・技術者、技能労働者等の労働条件、労働環境の改善に努めること。

公共工事以外の分野においても、条例の規定に基づき、事業者の皆様には公共工事と同様の意識をもって従事者の労働条件の確保等に努めることが求められます。

いずれの分野であっても、最低賃金額の確保はもちろんのこと、適正な賃金や報酬をはじめとした「労働条件の確保」、及び福利厚生や労働安全衛生などの「労働環境の整備」については、その主体が事業者であるため、事業者の皆様の協力が不可欠です。

(4) 公契約を通じた県が実施する施策への協力 [第5条第4項]

条例の目的を達成するためには、県と事業者の双方が協力して取り組むことが必要です。

県は、契約制度を活用することにより、例えば、障害者雇用企業への優先発注や、環境基準に適合した物品の購入など、事業者における「労働環境の整備」や「持続可能な社会の実現」等に向けた取組を後押ししていきます。

「活力ある地域の形成」や「持続可能な社会の実現」は、地域で活動する県民や事業者があつて初めて成り立ちます。

事業者の皆様には、県の施策に呼応して、労働環境の整備をはじめ、条例第3条第4項各号に掲げる取組を進めていただくなど、活力ある地域の形成及び持続可能な社会の実現に向けて一翼を担っていただくことを期待しています。

6 取組を進めるうえでの具体的手法



県と事業者等が条例に規定された責務を果たし、取組を進めるうえで、次の二つの項目が本県の特徴となっています。これらの手法を通じて、「公共サービスの質の向上」、「県内全体の労働環境整備」につなげていきます。

取組を効果的に進めていくために、事業者の幅広い取組を評価の対象として応援することとし、また、多くの契約を対象とする一方で事務負担を抑えることとしています。

項目	具体的な手法
頑張る事業者を応援	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、事業者の選定に当たり、「技術力」や「企画力」に加え、「社会的取組」等を積極的に評価 ※総合評価落札方式、入札参加資格の格付け等での評価 ・県は、事業者の「社会的取組」を県ホームページ等でPR
労働関係法令等の遵守、公正な取引の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、入札参加資格登録申請時及び契約時（契約書を作成する契約に限る）に、「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出

（1）事業者の選定方法等

県は、契約相手の選定において、事業者の「技術力」や「企画力」、「社会的取組」等を幅広く積極的に評価するものとします。具体的には、次表のような入札・契約方式において、契約の目的及び内容に応じて評価していきます。

なお、事業者の「社会的取組」とは、具体的には、男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、健康経営[®]、環境マネジメント等に係る取組（これらの取組に係る認証の取得等）などであり、SDGsの達成に向けた取組の多くが該当します。また、地域防災や危機管理、災害対応に関する事業者の取組、その他の地域貢献活動等も契約相手の選定において評価すべき事項です。

現時点では、これらの取組等の全てが評価対象とはなっていませんが、今後、「SDGsのモデル県」を目指す中で、関係者の理解を得ながら、徐々に評価対象の拡大を図っていきます。

※ 健康経営[®]は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

入札・契約方式	評価の方法
総合評価落札方式	事業者の技術力（技術者の数等）や企画力（提案内容の優劣）、 社会的取組等 を評価項目として設定し、 評価時に加点
企画提案方式（プロポーザル等）	
指名競争入札や随意契約における考慮	指名競争入札での指名や随意契約に係る見積り依頼において、事業者の 社会的取組等を考慮して選定
入札参加資格における格付け(※)	事業者の技術力や社会的取組等を加点点評価し、 事業者の格付けに反映

※「格付け」が上位の等級であるほど、より金額の大きな入札に参加することができる。

また、県は、事業者の社会的取組を、**県のホームページ等によりPR**します。

例えば、社会的な取組に係る認証や登録等を受けた事業者を紹介するポータルサイトを設けるなどの方法により、**頑張る事業者を積極的に応援**していきます。

（２）従事者の労働環境の整備

事業者の皆様へ、入札参加資格登録申請時及び契約時（契約書を作成する契約に限る）に「**労働関係法令等遵守の誓約書**」の提出をお願いすることにより、従事者の労働環境整備の推進を図っていきます。「誓約書の提出」という方法は、事業者等の事務負担を抑え、かつ、できるだけ多くの契約を対象に幅広い法令の遵守を求めるためのものです。

一方、労働局をはじめ労働関係法令等の所管庁である国等の関係機関は、労働環境の整備を図るため、事業者への指導監督を行います。

県は、**事業者が労働関係法令等の違反により処分を受けた場合に入札参加停止等を検討**するなど、必要な対応を図り、誓約書の実効性を確保していきます。

区分	入札参加資格登録申請時の誓約書	契約時の誓約書
対象の範囲	資格審査を受ける事業者が対象 (実際には契約しない事業者も対象)	県と契約する事業者（下請事業者も含む）が対象
対象の深度	下請事業者は含まない	下請事業者も提出
遵守事項	当該事業者の事業全般における労働関係法令等の遵守	当該契約に係る業務における労働関係法令等の遵守

7 取組の推進



取組を進めるに当たっては、県民や関係団体など様々な方の御意見を参考にします。
また、県だけでなく、様々な関係者と連携して取組を進めていきます。

(県の取組方針)

- 第6条 知事は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びそれに基づく債務の履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めなければならない。
- 2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約の締結方法その他の公契約に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものとする。
 - 3 知事は、取組方針を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民に意見を求めるものとする。
 - 4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、取組方針の変更（知事が別に定めるものを除く。）について準用する。
 - 6 知事は、毎年度、取組方針の実施状況について議会に報告しなければならない。

(1) 進捗管理等

知事は、取組方針の見直しに当たっては、**パブリックコメントの実施により広く県民に意見を求め、関係団体等の意見を聴取**します。

また、取組方針を見直したときはこれを公表し、**毎年度、取組方針の実施状況について議会に報告**します。

さらに、議会に報告した**実施状況は県のホームページで公表**することとし、様々な方々から意見をいただくこととします。併せて、公契約の分野ごとの計画策定過程における有識者や関係者等の意見も反映していきます。

こうした手順により **PDCA サイクル**を着実に回し、関係団体の意見等も参考に、必要に応じて次年度以降の取組の見直しを行うことなどにより、**段階的に取組の充実**を図っていきます。

(2) 進捗管理に用いる指標等

条例の目的を実現するうえで、取組の進捗を確認するための主な指標を次表のとおり設定しました。これらに加え、必要に応じて各分野の取組に係る指標も継続的にモニタリングすることにより、目指すべき方向に進展しているかどうかを確認し、取組の促進や見直しにつなげていきます。

また、これらの指標は、取組方針の実施状況として議会に報告することとします。

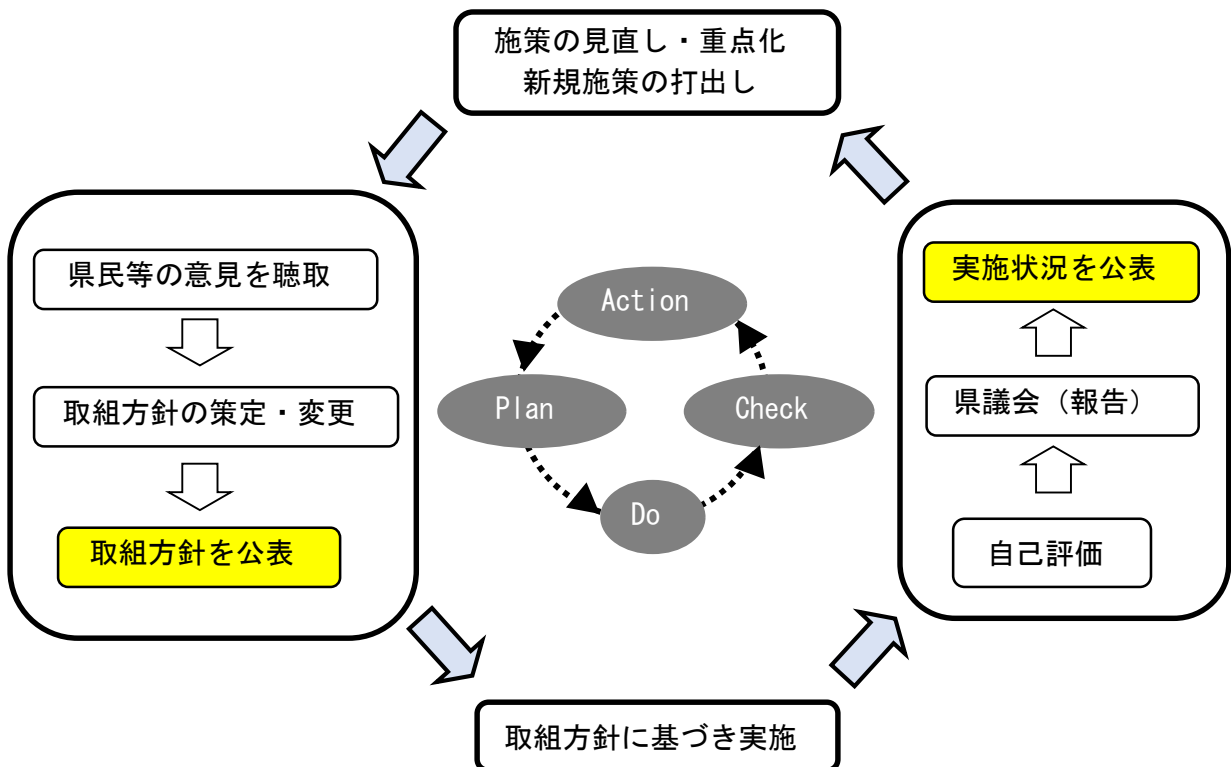
条例の目的	モニタリング指標	目指す方向
公共サービスの質の向上	不調不落の件数	減少
	低入札価格調査の対象件数	減少
従事者の労働環境の整備	労働関係法令違反により入札参加資格を停止した件数	減少
	県内の労働関係法令違反件数	減少
頑張る事業者の応援	総合評価落札方式等において事業者の社会的取組を評価した件数	増加
	社会的取組に係る認証等を取得した事業者数	増加

(3) 推進体制

県の組織を挙げて取組を推進していくため、契約制度所管課等による推進会議を設置するなど、**庁内横断の体制を整備**します。

また、**国等の関係機関（労働局等）とも連携**して、効果的かつ効率的に取組を進めていきます。

さらに、県内市町に対し、本条例に関する情報や資料の提供を行うなど、**市町の主体性を尊重しつつ、必要な支援**を行っていきます。



Ⅱ 分野ごとの具体的取組

ここでは、条例の目的を達成するための県の取組を、公契約の分野ごとに、「県の責務」（条例第4条）に沿って体系化していきます。

第1部 工事、建設関連業務委託、森林整備

1 基本理念に基づく必要な取組の推進

- ①県の契約制度を通じて、基本理念の実現を図るため、県の契約制度のあり方を検討し、それに基づく取組を推進する。【共通】

2 適正な予定価格の設定

- ①最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映して予定価格を設定する。
- ②工事における週休2日実施のための経費計上を行う。

3 計画的な発注、適切な契約期間の設定

- ①「債務負担行為の活用」、「柔軟な工期設定」、「速やかな繰越手続き」、「積算の前倒し」、「早期執行のための目標設定」により、工事等の発注・施工時期等の平準化の取組を推進する。
- ②従事者の休日（週休2日等）や必要な準備期間等を考慮した適切な工期を設定する。（建設関連業務委託についても同様の取組を検討する。）なお、災害復旧等を除き原則全ての工事を対象に週休2日推進工事入札を実施する。
- ③設計図書に適切に施工条件等を明示するとともに、工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない条件等について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更又は工期等の変更を行う。
- ④国、県、市町の公共工事等発注見通しの統合公表により、建設企業の人材や資機材の効率的な活用を促進する。

4 契約の目的・内容に応じた適切な事業者の選定方法の選択

（1）透明性、公正性、競争性の確保

- ①一般競争入札を基本とする。【共通】
- ②公共工事等の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容等に関する事項、工事の施工状況の評価等を公表する。

（2）不適格な事業者の排除

- ①競争入札参加資格登録の審査において、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を資格要件とする。【共通】
- ②競争入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為等に基づく要件に該当するときは入札参加停止措置を行う。【共通】
- ③県発注工事等において、入札談合に関する情報があつた場合は、情報を確認した上で適正に対応する。
- ④県発注工事等において、入札監視委員会が調査を必要とした工事（要調査事案）、談合疑義類

似事例について調査を実施する。

(3) ダンピング対策

- ①最低制限価格制度、低入札価格調査制度、総合評価落札方式等の適切な運用により、行き過ぎた価格競争への対応を行う。

(4) 事業者の技術や地域・社会への貢献等を評価

- ①契約相手の選定において、事業者の社会的取組等を幅広く積極的に評価する。
(男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、健康経営、環境マネジメント、災害対応その他の社会貢献など、幅広い取組を対象とし、評価対象を徐々に拡大していく。)【共通】
- ②建設工事の競争入札参加者の格付において、社会貢献等に関する点数を設定し加点する。
- ③業務内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づき仕様を作成することにより優れた成果を期待できる業務について、「プロポーザル方式」を実施する。
- ④所定の予定価格以上の工事で、価格以外の多様な要素により落札者を決定する「総合評価落札方式」を実施する。
- ⑤所定の予定価格以上の設計・測量・地質業務で、技術的な工夫の余地のあるものは、価格以外の多様な要素により落札者を決定する「総合評価落札方式」を実施する。
- ⑥企業が若手を雇用する契機となるよう若手技術者の配置を求める入札を実施し、若手技術者の育成を図る。
- ⑦施工者から概略の仕様に基づき設計案を受付け設計と施工を一括して発注することにより施工者のノウハウを活かした合理的な設計が可能となる「設計・施工一括発注方式」を実施する。
- ⑧優良工事等に対する表彰制度を実施する。
- ⑨「建設工事成績優良者等入札」を実施し、工事成績優良業者等の入札機会を増やすことで、県内企業の技術力向上意識の醸成と公共工事の品質確保の促進を図る。

(5) 地元事業者等の受注機会確保

- ①「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)や「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済活性化に関する条例」(平成26年静岡県条例第65号)等の趣旨を踏まえ、予算の適正な執行に留意しつつ、官公需適格組合の活用等により、同組合を含む県内中小企業者の受注機会の増大に努める。【共通】
- ②工事や建設関連業務の性質や建設資材の調達等を考慮した上で、地元事業者により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等については、コスト縮減及び効率的な事業執行の確保を基本とした分離・分割発注をするなどして、地元事業者の受注機会の確保を図るよう努める。
- ③建設投資や担い手が減少する過疎地域や中山間地域における建設企業を支援するため、経済産業部及び交通基盤部が過疎・中山間地域で施工する土木一式工事について参加者を当該地域の事業者限定した制限付き一般競争入札を適用する。

5 従事者の労働環境の整備

(1) 労働関係法令等の遵守

- ①競争入札参加資格登録審査時及び契約時に、事業者から、「労働関係法令等の遵守」について誓約書を徴収する。【共通】
- ②事業者が労働関係法令等の違反により処分を受けた場合には、入札参加停止の対象とする。【共通】
- ③工事の競争入札参加資格登録申請時に、社会保険等の加入を義務付ける。
- ④県発注工事の下請事業者を社会保険等加入建設業者に限定する。

(2) 元請下請関係の適正化

- ①施工体制台帳の審査及び構造改善実態調査による元請下請契約の指導を行う。
- ②社会保険料を確実に下請事業者に行き渡らせるため、県発注工事の請負業者に法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を義務付ける。
- ③県発注工事に係る請負契約に関し、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合は、改善されるまでの間、指名しない。
- ④設計労務単価（※）の改定が下請事業者まで行き渡るよう、建設業団体に対して意見交換会を通じて適切な賃金水準の確保を要請する。

(3) ICT活用による生産性向上

- ①測量・設計から施工、維持管理までの全ての建設生産プロセスで ICT（情報通信技術）を活用し、建設現場における生産性の向上を図る。

※公共工事設計労務単価

農林水産省及び国土交通省では、毎年、公共工事に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づいて公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」を決定しています。

なお、本単価には、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれていません。（法定福利費（事業主負担分）や研修訓練等に要する経費等は、積算上、現場管理費等に含まれています。）

下請代金の決定に当たり公共工事設計労務単価を参考資料とする場合には、本単価には上記のような諸経費が含まれていないことなど、公共工事設計労務単価の意味を十分に理解した上で適切な取扱いを図ることが必要です。

【参考：国土交通省 HP（公共工事労務費調査・公共工事設計労務単価について）】

➡ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html

県では、建設行政の透明性・客観性を確保する観点から、予定価格の積算に使用する積算基準書等を公表しており、県ホームページに設計労務単価や資材単価を掲載しています。

【本県の公共工事設計労務単価】

➡ http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/tanka/doboku_nourintanka.html

第2部 庁舎管理その他の委託

1 基本理念に基づく必要な取組の推進

- ①県の契約制度を通じて、基本理念の実現を図るため、県の契約制度のあり方を検討し、それに基づく取組を推進する。【共通】

2 適正な予定価格の設定

- ①最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を適切に反映して予定価格を設定する。

3 計画的な発注、適切な契約期間の設定

- ①長期継続契約の活用等により、発注・履行時期の平準化を検討する。

4 契約の目的・内容に応じた適切な事業者の選定方法の選択

(1) 透明性、公正性、競争性の確保

- ①一般競争入札を基本とする。【共通】
- ②随意契約（少額随意契約を除く）について、契約名、契約年月日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由を県ホームページで公表する。【共通】

(2) 不適格な事業者の排除

- ①競争入札参加資格登録の審査において、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を資格要件とする。【共通】
- ②競争入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為等に基づく要件に該当するときは入札参加停止措置を行う。【共通】

(3) ダンピング対策

- ①庁舎管理業務のうち、本庁舎の清掃業務について最低制限価格を導入することにより、行き過ぎた価格競争への対応を行う。

(4) 事業者の技術や地域・社会への貢献等を評価

- ①契約相手の選定において、事業者の社会的取組等を幅広く積極的に評価する。
（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、健康経営、環境マネジメント、災害対応その他の社会貢献など、幅広い取組を対象とし、評価対象を徐々に拡大していく。）【共通】
- ②企画提案方式による事業者選定に際し、業務の目的及び内容に応じて事業者の社会的取組を勘案する。

(5) 地元事業者等の受注機会確保

- ①「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）や「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済活性化に関する条例」（平成26年静岡県条例第65号）等の趣旨を踏まえ、予算の適正な執行に留意しつつ、官公需適格組合の活用等により、同組合を含む県内中小企業者の受注機会の増大に努める。【共通】

- ②価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割発注することが適当なものは、中小企業者が受注しやすいように、できる限り分離・分割して発注する。

5 従事者の労働環境の整備

(1) 労働関係法令等の遵守

- ①競争入札参加資格登録審査時及び契約時に、事業者から、「労働関係法令等の遵守」について誓約書を徴収する。【共通】
- ②事業者が労働関係法令等の違反により処分を受けた場合には、入札参加停止の対象とする。【共通】

(2) 元請下請関係の適正化

- ①委託業務について、受注者が再委託しようとする場合には、発注者である県の承認を受ける必要があることを契約書に明記する。再委託は、受注者の承認願に基づき、再委託が必要な理由や再委託先、再委託の条件等を審査したうえで、書面により承認する。

(3) ICT活用による生産性向上

- ①庁舎管理業務について、手続きのデジタル化（競争入札参加資格登録審査の電子申請）を検討する。

第3部 物品購入

1 基本理念に基づく必要な取組の推進

- ①県の契約制度を通じて、基本理念の実現を図るため、県の契約制度のあり方を検討し、それに基づく取組を推進する。【共通】

2 適正な予定価格の設定

- ①予定価格の設定にあたっては、購入実績及び最新の市場価格等を調査したうえで算出する。燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい物品については、特に最新の実勢価格や需給の状況等を考慮したうえで算出する。

3 計画的な発注、適切な契約期間の設定

- ①物品の買入れに当たっては、早期発注等の取組により平準化を図るとともに、市場の流通環境等を考慮し、適切な納期の設定に努める。また、支払時期については、納品確認後速やかに支払を行うよう努める。

4 契約の目的・内容に応じた適切な事業者の選定方法の選択

(1) 透明性、公正性、競争性の確保

- ①一般競争入札を基本とする。【共通】
- ②物品の集中調達において、契約の方法は入札又はオープンカウンター方式による見積合わせを原則とする。
- ③随意契約（少額随意契約を除く）について、契約名、契約年月日、契約の相手方、契約金額、随意契約理由を県ホームページで公表する。【共通】

(2) 不適格な事業者の排除

- ①競争入札参加資格登録の審査において、県税等の滞納がないこと、暴力団員又は暴力団関係者でないこと等を資格要件とする。【共通】
- ②競争入札参加資格者が、契約違反、贈賄、不正行為等に基づく要件に該当するときは入札参加停止措置を行う。【共通】
- ③県が発注する物品の買入等において、入札談合に関する情報があった場合は、情報を確認したうえで適切に対応する。

(3) ダンピング対策

- ①印刷物の製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設定する。

(4) 事業者等の技術や地域・社会への貢献等を評価

- ①契約相手の選定において、事業者の社会的取組等を幅広く積極的に評価する。（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、健康経営、環境マネジメント、災害対応その他の社会貢献など、幅広い取組を対象とし、評価対象を徐々に拡大していく。）【共通】

(5) 地元事業者等の受注機会確保

- ①「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(昭和41年法律第97号)や「静岡県中小企業者の受注機会の増大による地域経済活性化に関する条例」(平成26年静岡県条例第65号)等の趣旨を踏まえ、予算の適正な執行に留意しつつ、官公需適格組合の活用等により、同組合を含む県内中小企業者の受注機会の増大に努める。【共通】
- ②事務用品等の単価契約において、種類ごとに適切な単位を設定して入札・契約を行う。
- ③静岡県障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、物品又は役務の調達に当たっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行うよう努める。
- ④静岡県環境物品等の調達に関する基本方針に基づき、環境配慮型製品の優先的な購入に努めるほか、印刷物の製造の請負においても環境への配慮を積極的に行う。

5 従事者の労働環境の整備

(1) 労働関係法令等の遵守

- ①競争入札参加資格登録審査時及び契約時に、事業者から、「労働関係法令等の遵守」について誓約書を徴収する。【共通】
- ②事業者が労働関係法令等の違反により処分を受けた場合には、入札参加停止の対象とする。【共通】

(2) 元請下請関係の適正化

- ①印刷物の製造の請負において、一括下請を禁止する。

(3) ICT活用による生産性向上

- ①手続きのデジタル化(競争入札参加資格登録審査の電子申請)を行う。

参考資料(誓約書様式例)

※この様式例はイメージであり、
実際の誓約書(別表含む)については、
別途定めます。

誓約書

【契約時(受注者用)】

下記1に基づく業務の履行に際し、下記2の事項を誓約します。

この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 契約名

〇〇〇〇契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法令その他の関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法令の違反について所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請負者等と契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めること。
- (4) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請負者等と契約を締結するときは、下請負者等が守るべき事項について誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。また、下請負者等が第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者等を通じて当該第三者が提出した誓約書の写しを徴収し、その写しを県に提出すること。
- (5) 下請負者等が本契約に基づく業務の履行に際し別表の法令を遵守していないと認めるときは、当該下請負者等に対し、指導その他の方法により、是正のために必要な措置を講ずること。
- (6) 下請負者等が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法令の違反について所管行政庁の処分を受けたときは、当該下請負者等に業務を発注した下請負者等を通じて処分の内容及び対応方針について報告を受け、それらの内容を速やかに県に報告すること。また、下請負者等が所管行政庁に是正報告を行った場合も同様とすること。

年 月 日

静岡県知事 様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

【別表】

1 労働関係

- (1)労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2)最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (3)労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- ⋮

2 公正な取引等

- (1)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和 22 年法律第 54 号)
- (2)下請代金支払遅延等防止法(昭和 31 年法律第 120 号)
- ⋮

※契約時(受注者用)のほか、下請契約時や入札参加資格登録申請時の誓約書も別途定めます。

【概要版】「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」及び「県の取組方針」

参考資料

条例

【背景】（前文）

- ① 入札の不調・不落、ダンピング発生のおそれ → 公共サービスのパ滑な提供や質の向上等に万全を期す必要
- ② 人口減少や少子化の進行、人手不足の深刻化 → 本県産業を支える人材の確保が急務
- ③ 社会経済環境の変化、働き方や生活様式の多様化 → 誰もが働きやすい環境の整備が必要

【条例の目的】（第1条）

- 公契約制度の
適正な運用を図り、
- ①県民に提供されるサービスの質の向上
 - ②従事者の労働環境の整備
 - ③社会情勢の変化に的確に対応する事業者を応援

活力ある地域の形成
持続可能な社会の実現

【定義】（第2条）

公契約・・・県が対価の支払いをすべき契約

【基本理念】（第3条）

- I 契約の透明性及び競争の公正性の確保
- II 契約を総合的に優れた内容とする
 - 経済性に配慮しつつ、適正な履行が通常見込まれない金額での契約の締結を防止
 - 価格以外の多様な要素も考慮
- III 契約従事者の労働環境の整備
- IV 契約の目的・内容に応じ、事業者に係る次に掲げる事項を勸業
 - 性別、年齢、国籍等にかかわらず、多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
 - 障がい者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組
 - 柔軟な働き方ができる職場環境づくり、働く人の健康づくりに資する取組
 - 環境に配慮した事業活動
 - 持続可能で活力ある地域社会の実現に資する取組
 - その他社会的な価値の創出に資する取組

【県の責務】（第4条）

- I 基本理念にのっとり必要な取組を推進
- II 予定価格を定めるに当たり、社会情勢を勘案し、市場の労働単価その他の取引価格を考慮し積算
- III 計画的な発注及び適切な契約期間を設定
- IV 契約の内容等に応じ、適切な業者の選定方法を選択
- V 従事者の労働環境の整備のため、契約の相手方の選定から契約終了まで、必要な措置を講ずる

【事業者等の責務】（第5条）

- I 法令の遵守、契約の適正履行
- II 下請負者等と対等な立場で公正な契約を締結
- III 従事者の労働環境を整備
- IV 県が実施する公契約に関する施策に協力

【県の取組方針】（第6条）

- ・知事は、基本理念を踏まえた取組方針を定める
- ※広く県民に意見を求めて策定し、公表
- ・毎年度、取組方針の実施状況を議会報告

県の取組方針

I 基本的事項

【基本的な考え方】

- ・価格以外にも考慮した総合的に優れた契約を締結
- ・労働関係法令等全般の遵守、下請との公正な取引を促進
- ・事業者が取り組む社会的活動を評価・応援

【条例の対象となる契約】

県が対価の支払いをする全ての契約を対象

【取組を進めるうえでの具体的手法】

- 事業者の選定方法等
 - ・事業者の社会的取組を積極的に評価（総合評価落札方式等）
 - ・社会的取組を県HP等で効果的にPR
- 従事者の労働環境の整備
 - ・入札参加資格登録申請時及び契約時に、「労働関係法令等遵守の誓約書」を提出
 - ・労働局等による指導監督
 - ・労働関係法令等の違反により処分を受けた場合、県は入札参加停止等を検討

【取組の推進】

- 進捗管理等
 - ・取組方針の策定・変更にあたり、パブコメや関係団体等の意見を聴取
 - ・毎年度、取組状況を議会に報告し、公表
 - ・モニタリング指標を設定し進捗管理（不調不落の件数、労働関係法令違反件数、社会的取組を評価した件数 など）
- 推進体制
 - ・庁内横断の体制整備
 - ・国等の機関（労働局等）との連携
 - ・市町への情報提供など、必要な支援

II 分野ごとの具体的取組

- ・第1部 工事、建設関連業務委託、森林整備
- ・第2部 庁舎管理その他の委託
- ・第3部 物品購入